

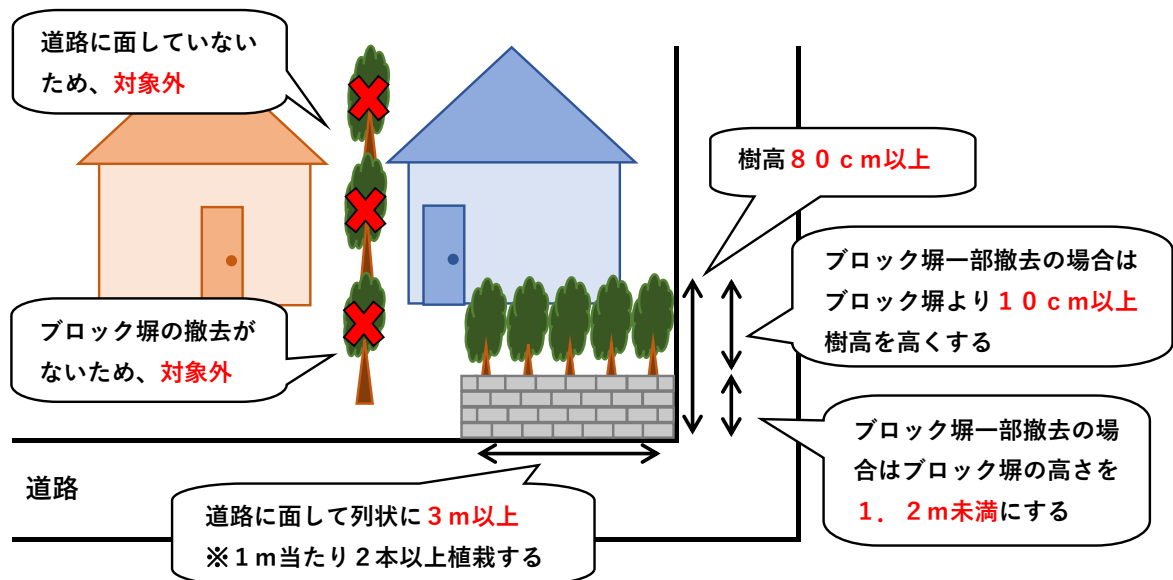
伊奈町環境にやさしい生垣等設置補助金について

【災害時におけるブロック塀倒壊等の被害防止・町のさらなる緑化推進】

既存のブロック塀等を撤去し、新たに道路面の緑化を目的とした生垣等を設置する方へ、費用の一部を補助します。

1. 補助の要件

- 撤去するブロック塀等の高さが、道路面から1.2 m以上かつ2.2 m以下であること
- ブロック塀等を一部撤去し生垣等を設置する場合は、ブロック塀等の高さを道路面から1.2 m未満にすること
- 生垣等は道路に面して長さ3 m以上設置すること
- 生垣等は植栽本数が1 m当たり2本以上、樹高が80 cm以上であること
 - ※ブロック塀等を一部撤去し生垣等を設置する場合は、ブロック塀等よりも樹高を10 cm以上高くすること
- 樹種は生垣等に適したものとし、町の特産物である梨の赤星病発生を防止するため、ビャクシン類は植栽しないこと



2. 補助金の額

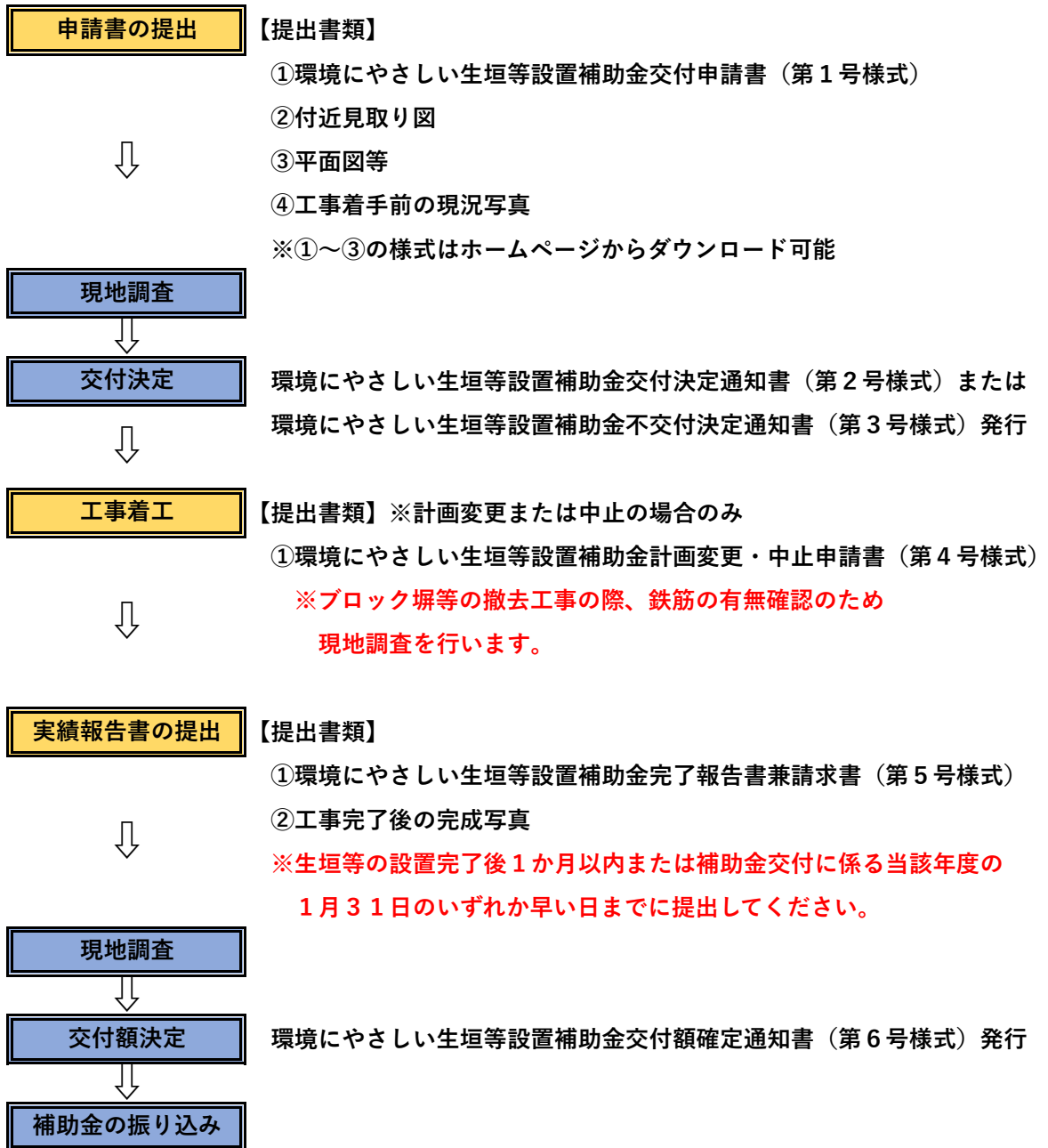
- ブロック塀等撤去
1 m当たり4,000円 ※限度額50,000円
 - 生垣等設置
1 m当たり3,000円 ※限度額50,000円
- ※いずれも補助金の額に100円未満の端数が生じた場合は切り捨て

3. 申請手続きの流れ

申請者が行う

伊奈町が行う

必ず工事の前に申請してください！撤去及び設置後の申請は補助対象外！



届け出・問い合わせ先

〒362-8517 伊奈町大字小室9493番地

伊奈町役場 都市計画課 公園緑地係

TEL 048-721-2111（内線 2422）